

別表第4(第12条関係)

区分	単位	使用料の額(単位：円)
公園施設を設ける場合	1平方メートル 1年につき	3,800
公園施設を管理する場合	1平方メートル 1年につき	5,800
電柱その他これらに類するものを設ける場合	1本1年につき	1,800
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所を設ける場合	1基1年につき	1,600
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを埋設する場合	外径20センチメートル未満のもの 1メートル 1年につき	110
	外径20センチメートル以上のもの 1メートル 1年につき	220
行商、募金その他これらに類する行為又は業として写真の撮影を行う場合	1日につき	750
興行を行う場合	1平方メートル 1月につき	280
展示会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル 1日につき	11

備考

- 1 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるとき(次号に規定する場合を除く。)は、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ1単位として計算する。
- 2 使用料の額が年額で定められている区分に係る許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、その期間が1月未満のとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、その期間又は端数を1月として計算する。